

一般会計予算・決算審査特別委員会記録【未校正】

○招 集 日 時 令和7年 9月18日（木）午前 9時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委	員	長	佐	藤	隆	治
	副	委	員	長	杉	山	尊
	委		員	長	塚	美	雪
		〃			岡	口	すみえ
		〃			古	谷	貴子
		〃			海	東	一弘
		〃			根	岸	裕美子
		〃			久	保	田真澄
		〃			関	川	翔
		〃			遠	山	智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員	市	長	中	村	修
	副	市	長	伊	藤
	副	市	長	黒	澤
	総	務	部	長	吉
	政	策	推	進	部
	財	政	部	長	田
	福	祉	部	長	鈴
	健	康	増	進	部
	ま	ち	づ	く	り
	消	防	長	野	口
	総	務	部	次	長
	財	政	部	次	長
	福	祉	部	次	長
	福	祉	部	次	長
	健	康	増	進	部
	ま	ち	づ	く	り
	中	村	修	伊	藤
	黒	澤	伸	行	吉
	齋	藤	嘉	彦	田
	田	中	英	樹	鈴
	鈴	木	文	江	彦
	彦	坂	哲	野	口
	野	口	昇	岡	田
	岡	田	直	紀	立
	立	野	啓	司	飯
	飯	竹	永	昌	下
	下	田	浩	佐	藤
	佐	藤	睦	子	助
	助	川	直	美	海
	海	老	原	輝	夫

会 計 管 理 者
消 防 次 長
総 務 課 長
選挙管理委員会書記長補佐
情 報 管 理 課 長
政 策 推 進 課 長
魅力とりで発信課長
財 政 課 長
課 税 課 長
高 齢 福 祉 課 長
障 害 福 祉 課 長
子 育 て 支 援 課 長
健 康 づ く り 推 進 課 長
農 政 課 長
環 境 対 策 課 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長
消 防 本 部 警 防 課 長
総 務 課 副 参 事
選挙管理委員会主任書記
社 会 福 祉 課 副 参 事
高 齢 福 祉 課 副 参 事
保 健 セ ン タ ー 副 参 事
環 境 政 策 室 長
安全安心対策課長補佐
安全安心対策課長補佐
デジタル化推進室長
政 策 推 進 課 長 補 佐
魅力とりで発信課長補佐
魅力とりで発信課長補佐
魅力とりで発信課長補佐
財 政 課 長 補 佐

石 塚 幸 夫
仲 村 厚
松 崎 剛
岩 崎 弘 宜
高 中 誠
数 藤 弘 人
谷 池 公 治
稲 村 忠 弘
秋 山 和 也
鈴 木 哲 也
三 浦 雄 司
香 取 美 弥
染 谷 久
木 村 太 一
浜 野 彰 久
中 村 幸 男
土 谷 靖 孝
根 本 真 人
井 橋 久 美 子
柳 和 恵
吉 田 卓 也
真 田 幸 彦
岡 本 純
松 崎 昌 也
平 野 菜 穂 子
松 丸 幸 恵
成 島 寿
星 芳 宏
鈴 木 健 太

ふるさと納税推進室長
課税課長補佐
課税課長補佐
納税課長補佐
社会福祉課長補佐
高齢福祉課長補佐
障害福祉課長補佐
障害福祉課長補佐
子育て支援課長補佐
家庭児童相談室長
健康づくり推進課長補佐
保健センター課長補佐
産業振興課長補佐
消費生活センター長
産業活性化推進室長
農政課長補佐
環境対策課長補佐
消防本部総務課長補佐
消防本部警防課長補佐

佐藤麻衣子
海老原祐子
福地見一
細井大悟
根本清美
井上秀和
石橋陽一
村田絢子
飯塚千絵子
菅野栄一
櫻井裕久
渡辺良江
吉田宏
大手明子
鴨川幸子
岡田直樹
村松裕之
山崎弘二
竹村守

○職務のため
出席した者

議長
議会事務局長
議会事務局長補佐

山野井隆
前野拓
小笠原一裕

○付託事件 認定第1号 令和6年度取手市一般会計決算の認定について

○審査の経過

午前 9時 分開議

【教育費 ここから校正済】

○佐藤委員長 ただいまの出席委員数は10名、定足数に達しておりますので、会議は成立します。ただいまから一般会計予算決算審査特別委員会を開きます。次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。

また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは、昨日に引き続き、認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定についてを審査いたします。

この議題については説明を省略することが決まっております。

これから質疑を行います。一般会計決算に対する質疑については、事前通告することになっております。質疑は議題に対して疑義をただすために行う発言です。議員各位に申し上げます。今回の委員会から質疑通告の様式を変更しました。質疑は通告に基づき、簡単明瞭に行い、議題外にわたる発言や要望、お願いや、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など質の低い質疑は厳に慎んでいただくよう、あらかじめ申し上げます。

また、質疑に当たっては、決算書または決算報告書等の該当ページを述べてから質疑願います。さらに、委員会における質疑時間は、1議題につき質疑時間のみ8分以内となります。残り時間が3分となりましたらベルを1回鳴らします。また、残り時間が1分でベルを2回鳴らします。質疑時間がなくなりましたらベルを3回鳴らしますので、御承知をお願いします。なお、この質疑については、答弁を聞いて疑義が残った委員から、議論を深める質疑が認められております。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、これから認定第1号のうち、教育費について質疑通告順に質疑を行います。6人の委員から通告がありました。

まず最初に、杉山委員。

○杉山委員 皆様、おはようございます。杉山でございます。私からはコミュニティ・スクール事業に要する経費について、決算書425ページ、報告書208ページになります。学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上を目的に、地域全体で子どもを育む学校づくりを国でも推進されております。そして、全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、今、国でも一層取組を推進しているところでございます。そして本市でも、令和6年度より、市内全公立小中学校20校でコミュニティ・スクールが始まりました。今の現状での具体的な成果があれば、お答えください。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 生涯学習課、秋山でございます。杉山委員の御質疑に答弁申し上げます。具体的な成果ということで、令和6年度の実績を申し上げます。コミュニティ・スクール、学校運営協議会を設置して行うものでございますが、令和6年度は20校の19協議会で、合計85回協議会のほうを開催しております。多いところで6回、そのほか少なくとも4回以上の協議会を開催したところでございます。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 成果を教えてください。

○佐藤委員長 成果のほうをお願いします。

秋山課長。

○秋山生涯学習課長 失礼しました。成果に関して申し上げます。成果に関して数値で表せるかということで通告をいただいております。取手市においては、各市立中学校におい

て年度2回、全保護者・全児童生徒を対象とした学校評価アンケートを行っております。多くの学校で、このアンケートの設問の中に、コミュニティ・スクールに関する項目を設けまして、保護者・児童生徒からの評価を数値化する取組を行っております。一例を挙げますと、取手西小学校が今年度実施したアンケートには、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、取手西小で言いますと、西小スマイルサポーターの推進によって、教育活動の充実が図られていると思うかという保護者向け設問が設けられました。アンケートは4段階評価で取られ、結果は、十分もしくは大体達成できたという、4または3という評価をされた保護者が全体の94.4%となりました。同じく93%の児童が、スマイルサポーターさんが授業でお手伝いしてくれることはうれしいと回答しております。このように当事者である児童生徒や保護者へのアンケートの結果を通しまして、結果・成果を数値として把握することが有効かと考えております。コミュニティ・スクールとなり年数を重ねております学校の好事例を他校にも共有するなど取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。今、アンケートというお話があったんですけども、そちらについては全校全てで行われているのかと、また、そのアンケートの内容は学校ごとに違うのか、お答えください。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 学校評価アンケートに関しましては、全校において実施されております。設問に関しましては、各学校で設問を設定しておるところでございますが、全20校においてコミュニティ・スクールが進んでおりますので、各学校においては、先ほど申し上げました西小の例のように、コミュニティ・スクールに関する設問を、ぜひ積極的に取り組んでいていただきたいと考えております。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。私も寺原小のコミュニティ・スクールにも入っておりますが、評価アンケートの中に、コミュニティ・スクールに対するそのアンケートの内容がなかったと思いますので、そちらも全校でしっかり進めていただきたいなというふうに思っております。先ほど取手西小の成功事例ということでお答えいただきましたが、こちらの成功の要因みたいなものは分かってるのでしょうか。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 お答えいたします。取手西小、令和5年からコミュニティ・スクール、学校運営協議会を設置しまして、今年度で3年目を迎えております。このような形で年数を重ねることによりまして、その学校の中でコミュニティ・スクールに関する取組が醸成されてきたということがあろうかと思えます。また、取手西小については、先ほど申し上げました地域学校協働活動の事例があって、それで初めて評価という形になっておりますので、実際の活動に伴って高評価をいただいたということで考えております。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。CSコーディネーターも西小にはついているのでしょうか。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 はい。現在も取手西小には、CSコーディネーター1名がおります。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。次に、委員の選定方法に移ります。若年層、地域の事業者、企業、大学や専門的知見を持つ方々など多様な視点も大事だと思いますが、そちらについては、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 具体的な人選についてですが、文科省の資料には学校運営協議会委員を選出するときのポイントとして、学校・校長とともに行動していける委員を選定することが重要と挙げられております。古くからその地域を熟知している方が選出されることが必要である一方で、新たな視点を持ち、協議会で新しい意見を述べていただく委員を選出することも必要と考えております。今年度も一部の学校で、地元企業の関係者や通信制サポート校の関係者を委員に任命するという新しい事例もございます。法令また市規則には、委員の任命に関しては、学校長が教育委員会に意見を申し出ることができるかと定めております。間もなく今年度も上半期終了しますので、各学校長には来年度の協議会委員の選出に向けて、地域に向けてアンテナを高くし、真に子どもの資質・能力の向上に資する人材の選出に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。今、人選についてお答えいただきましたが、委員からの紹介や学校との関わりのある方のみの人選となってるのでしょうか。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 お答えいたします。申し上げましたとおり、校長が地域を熟知し、その中でこの人であれば、学校、児童生徒のために活動できるということで選出されると考えております。その点に関しましては、各学校長の裁量に任せておりますし、地域のネットワークという意味では、人から御紹介されることもあろうかと思いますが、その部分は広く捉えるべきだと考えております。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。本当に校長とか教員と共に行動していける、学校に理解がある人選というのは重要だと思うんですけども、今後この人選について、例えば公募であったりとか募集したりすることは考えはあるのでしょうか。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 お答えします。これまで公募に関しての御提案、御意見があったところは承知しているところでございます。また他自治体においては、公募しているという例は、それほど多くないとは考えておりますが、その辺に関しましても他自治体の例などを研究してまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。ぜひ様々な議論をしていただいて、人選についても、しっかりと選定いただきたいと思いますと思っております。

次に、今後の課題について、お聞かせください。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 お答えします。各学校運営協議会には、生涯学習課の社会教育指導員、また統括的CSコーディネーターがオブザーバーとして出席し、協議の内容などを確認しております。その上で、各校の取組に助言が必要と認めた場合には、随時、助言・アドバイスをしております。内容の充実と委員の資質の向上につきましても、今年度も文部科学省のCSマイスターによります研修会を実施しまして、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の基本的な考え方の理解を深めていただく取組を行っております。今後の課題ということでございますが、地域学校協働活動を担うCSコーディネーター、こちらについて、市内全ての小中学校に学校運営協議会が設置された現在、次のステップとして、このCSコーディネーター——キーパーソンを設置することが一つの課題と考えております。教育委員会におきましては引き続き、このコーディネーターについても、各学校からの推薦に関して積極的に委嘱してまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。今、コーディネーターについて、お話がありました。やはり西小においても今、CSコーディネーターが就いて成功事例が上がっております。今現在のコーディネーターの委嘱の状況等を、恐らく令和7年度は全校に配置するような、今目標があるのかと思うんですけれども、今の状況をお聞かせください。

○佐藤委員長 宮下補佐。

○宮下生涯学習課長補佐 杉山議員の御質問に、ご答弁申し上げます。CSコーディネーターでございますが、令和6年度につきましては、ちょっと増減がございますが、最大で6名おりまして、年度末時点では5名の在籍となっております。今年度、令和7年度につきましては、4月当初4人でスタートいたしまして、現在では2名増員となりまして、合計6名でCSコーディネーターが在籍している状況でございます。以上です。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。やはり私も学校運営協議会に入っておりますけれども、いつも——いろんな熟議を通して課題なんかを抽出して話合いが行われるんですけれども、やはり皆様、いろんな事情——その生活の状況とかがあって、なかなか忙しい中で、お話をしているところです。そうすると、お話をしただけで終わってしまうような状況が結構続いているんじゃないかなと思っております。このCSコーディネーターについては、非常にそちらを——抽出したものを形にできるキーパーソンだと思っておりますので、今現在6名ということなんですけれども、やはり成功事例を見ますと、そういった活動を推進していく方というのが本当に必要だと思っておりますので、そちらについては、しっかりと学校からの推薦であるとか、しっかりとその辺を市としてバックアップしていただきたいなというふうに思っております。やはり、しっかりとした目的と目標を皆様、各学校でちゃんと持って、そちらに導けるような活動を市としてもバックアップして、これからも推進していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。私からは以上です。

○佐藤委員長 次に、岡口委員。

○岡口委員 岡口です。よろしくお願いいたします。最初に、中学校部活動地域移行について、質疑させていただきます。決算書 455 ページ、報告書 228 ページ、請求資料番号 4 番です。よろしくお願いいたします。全国的に部活動地域移行事業が進んでいる中、取手市の部活動地域移行事業の取組には、何度も一般質問等で確認してきているところです。そこで今回、決算資料の部活動地域移行に伴う指導者の方々に支払われる謝礼について、伺いいたします。総額と人数で割り返しますと 1 時間当たりの金額が見えてきますが、金額の根拠は何でしょうか。お願いいたします。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。岡口委員の御質疑に御答弁いたします。部活動地域移行事業は、令和 5 年度からモデル事業として実施しております。モデル事業ということで、参加費や保険料などは市が負担しており、参加費の徴収はしておりません。決算資料に示されている総額には、指導者の交通費も含まれており、令和 6 年度は 1 時間当たり 1,289 円【「1,289 円」を「1,239 円」に発言訂正】の交通費をお支払いしています。この金額は、指導課の事業として雇用しております部活動指導員の報酬額と同額を設定し、モデル事業を実施してまいりました。以上でございます。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 取手市の状況は理解できました。他市町村の指導者謝礼額の状況は御存じでしょうか。何か規定などはあるのでしょうか。お願いいたします。

○佐藤委員長 岡田補佐。

○岡田スポーツ振興課長補佐 スポーツ振興課、岡田です。岡口委員の御質疑にお答えいたします。年間数回にわたり、茨城県部活動地域移行事業市町村担当者連絡協議会が開かれ、県内各自治体の担当者が集まり、現状や課題の報告を共有しております。部活動地域移行事業の取組は、自治体によって民間企業やスポーツ協会に委託していたり、市が直営で取り組んでいたりと様々です。そんな中、近隣の自治体を見ますと、1 時間当たり 1,250 円から 1,850 円とばらつき、幅があるのが現状です。国や県は部活動地域移行ガイドラインを示しておりますが、取組方については市町村に委ねられており、各自治体で各市に合った取組をしている状況です。そんな中、県が示す指導者謝礼額の目安は、1 時間当たり 1,600 円となっております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 取手市は他市町村より安価な設定と感じます。令和 8 年度から休日の活動が部活動ではなく、地域クラブとして活動するとお聞きしています。指導者確保が課題となっている事業であると認識しています。そんな中、指導者の謝礼額は、指導者確保や質の担保に影響しかねないものと感じておりますが、どのようにお考えでしょうか。お願いします。

○佐藤委員長 岡田補佐。

○岡田スポーツ振興課長補佐 御質疑にお答えいたします。令和 8 年度から取手市は休日の部活動を地域クラブとして本格稼働する予定です。指導者確保が課題となっている中、

本格稼働に向け、指導者への謝礼額について、現行の金額から県が示す 1,600 円に近づけるよう、今後見直しを図る予定です。令和 5 年度に設置しました取手市部活動地域移行推進協議会においてお諮りし、決定していきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 県の示す 1,600 円に近づけていただけるということ、本当にいいことだと思います。よろしくお願いいたします。部活動地域移行の指導者の謝礼金額を引き上げるということは、クラブ会員各費の負担も考えられます。民間のクラブチームは月の会費が 5,000 円から 1 万円程度というふうに聞いておりますが、幾らぐらいを想定されているでしょうか。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 野口副参事。

○野口スポーツ振興課副参事 スポーツ振興課の野口です。岡口委員の御質疑に、お答えいたします。地域クラブは民間クラブと違い、原則、土日どちらかの活動になります。活動日数等に違いがあるため一概に比較はできませんが、地域クラブを運営していくためには、指導者への謝礼と運営費が必要になります。会費だけでは持続可能なクラブ運営は難しく、市からの補助に加え、会費は年会費 2,000 円、月会費 3,000 円程度を予定しております。また、家庭の経済状況により活動が制限されないよう、減免制度を設ける予定です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。部活動地域移行は、子どもたちの多様な学びや成長を支える大切な仕組みです。しかし、保護者の経済的・時間的負担が大きければ、本来の趣旨が損なわれかねません。近隣の保護者負担について調べました。守谷市・つくばみらい市・隣の県の柏市は、2,000 円というようです。柏市においては、先日の新聞に部活動地域移行に関する金額が掲載されておりました。そして、龍ヶ崎市は 1,000 円となるようです。財政状況など自治体によって違うものの、市として補助制度や指導者確保などの工夫を重ね、子どもが安心して活動できる環境づくりを、また先ほど月費 3,000 円というふうにおっしゃいましたが、2,000 円とかというふうに進めていただければなというふうに思います。これで部活動に関する私の質疑を終わります。ありがとうございます。

続いての質疑に移ります。小学校施設整備についてです。決算書 455 ページ、報告書 228 ページ、資料請求ナンバー 4 を御覧ください。今回は、そのうちの除草作業について質疑いたします。現在、学校現場では、草刈りなどの環境整備に先生方が多くの時間を割かれており、本来の教育活動に専念しづらい状況があります。子どもたちにとって安全で快適な学習環境を整えることはもちろん、先生方の働き方改革を進める上でも、除草作業にかかる経費を十分に確保することは重要と考えています。まず、小学校の除草作業の現状について、お伺いいたします。学校での除草作業経費の作業回数や費用の内訳など、分かる範囲でお示してください。

○佐藤委員長 文随補佐——その前に今、岡口さんのほうから決算書と資料の話があったんですけど、決算書は 391 ページのナンバー 5 の資料でよろしいですね。そちら分かってらっしゃると思うので、よろしくお願いいたします。

文隨補佐。

○**文隨教育総務課長補佐** 教育総務課の文隨です。岡口委員の御質疑に答弁いたします。学校施設の除草作業については、斜面など危険を伴う箇所については、専門業者へ発注するとともに、学校敷地内平場については、シルバー人材センターに発注して実施しており、令和6年度、小学校の除草回数については32回となっております。費用の内訳ですが、学校施設管理業務委託の中で、草刈り敷地清掃業務として、令和6年度は798万9,894円を執行しております。また、金額の中には、校舎の屋上清掃業務や側溝清掃業務も含まれており、純粋に除草業務のみですと439万320円となっております。また、専門業者やシルバー人材センターへの委託では補い切れない部分について、各学校の先生方やPTAの皆様方、地域の皆様方に御協力をいただいている状況であると認識しております。以上です。

○**佐藤委員長** 岡口委員。

○**岡口委員** ありがとうございます。回数が32回というふうに今、御答弁いただきました。学校数が20校あるということで、32というのは、どのようになっているのでしょうか。

○**佐藤委員長** 文隨補佐。

○**文隨教育総務課長補佐** 岡口委員の御質疑に答弁させていただきます。32回の内訳としましては、先ほど申しあげました法面——急傾斜地なんかを持ってる法面の学校もありまして、そちらについては専門業者に発注しているような状況でして、それ以外のところの敷地内の平場のところについて、シルバー人材センターに委託をしてるんですけども、令和5年度までは年1回——各校1回という実施だったんですけども、令和6年度から委託経費を増額しまして、学校によっては2回、もしくは、その1回で広範囲に広げて実施しているところもございます。以上です。

○**佐藤委員長** 澤部課長。

○**澤部教育総務課長** 教育総務課の澤部でございます。1点補足をさせていただきます。この小学校除草回数32回ですけれども、こちら小学校14校での除草回数となります。補足をさせていただきます。以上です。

○**佐藤委員長** 岡口委員。

○**岡口委員** ありがとうございます。小学校についてということだったので失礼しました。増額——令和5年度までは年1回だったのが、令和6年度2回に増やしていただけたということ、また、その除草作業にかかる経費も増やしていただけているということ、本当にありがたいと思います。では次に、先生方の負担についてです。現場の声を聞くと、除草作業に先生方が費やした時間は、かなり多いというふうに推測されます。そのことが教育活動や先生方の業務に、どのような影響を与えていると把握されていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○**佐藤委員長** 澤部課長。

○**澤部教育総務課長** 教育総務課、澤部です。ただいまの御質疑に御答弁をさせていただきます。先ほど課長補佐からも答弁申しあげましたが、令和5年度まで5万円上限、年1

回というふうにしていたものを、令和6年度から上限額10万円で各学校の御希望に合わせて、年2回の草刈りにするのか、あるいは年1回で広い範囲をやるのかというような各学校の選択で御対応いただいております。このように除草作業に係る経費のほうは増額をいたしました、それでもゼロになったという認識はしておりません。特に、管理職の先生方を中心に、除草作業に引き続き携わっていただいている学校があるということも承知をしております。その結果として、先生方の業務に一定程度の影響を及ぼしているというふうに捉えております。以上でございます。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。先ほども……

〔前野議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○岡口委員 (続) 増額とか、回数を増やしてくださってるというふうなことなんですけれども、先生方の業務の時間の削減につながったというふうな効果があれば、それについて御説明をお願いいたします。

○佐藤委員長 文随補佐。

○文随教育総務課長補佐 岡口委員の御質疑に答弁いたします。除草作業の委託経費を増やしたことで、各学校での先生方の除草作業の回数が一定程度、削減につながっていると考えられるところで、完全でないにしても、その点においては先生方の業務負担の軽減につながっているものと捉えております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。今後の予算編成についてなんですけれども、増額――6年度増額はしてくださってるんですけれども、さらにこの除草作業の経費を増やすお考えはあるでしょうか。

○佐藤委員長 澤部課長。

○澤部教育総務課長 ご答弁申し上げます。増額というお話でございました。この除草作業の経費を増やすということが先生方の負担の軽減につながっていく、これは確実なことというふうに捉えております。一方で、学校施設の点検ですとか、修繕をはじめとした学校施設全般への維持管理に向けられる人的あるいは財政的な資源には、やはり現状では限りがあるということも受け止めております。除草についての予算増とともに、例えば修繕等の規模の見直しですとか、ほかに工夫できることはないかといったような検討も同時並行として進めていく必要があるのかなというふうに捉えているところです。なかなか難しい状況ではございますけれども、各学校からの御要望も含めまして課題としては認識をしております。各学校での現在の除草の状況なども見極めながら、委託内容の変更も含め、今後、除草作業についての検討は引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 限られた財源の中で、工夫して効果的にその財源が使われるように、よろしくをお願いしたいと思います。

最後に、学校現場に負担のない除草作業が進められるようにするということは、子ども

たちの安全性や教育環境の向上につながると考えております。その点について、市としてどのようにお考えでしょうか。

○佐藤委員長 澤部課長。

○澤部教育総務課長 ご答弁申し上げます。学校現場に負担のない除草作業が、学校環境教育環境の向上というようなことでございました。御指摘のとおりと思います。学校現場の負担を伴わない除草作業というものが、先生方を取り巻く環境の改善というものにも、つながっていくのかなというふうに捉えております。委員ご指摘の除草作業、今、委託の話を主としてご答弁申し上げましたが、それ以外にも例えば防草シートの施工ですとか、そういうのを一部学校で行っている事例もございます。また、地域の皆様方あるいはPTAの皆様方の御協力をいただきながら、除草環境を適切に整えていただいているような学校もありまして、そういう除草が整った環境というものを実現していくためのプロセスとしては様々なやり方、アプローチがあるのかなというふうにも感じております。よい環境のためのそういった工夫ですとか取組の方法ができないかといった観点での検討も含めまして、今後も総合的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。先ほども工夫というふうなことだったんですけども、私、除草作業の経費を増やしてくださいというふうな考えを伝えていたわけなんですけれども、今防草シートとかという案も御答弁の中にありました。そのように、幾らでも作業軽減というか、つながる、いろんな方法があるかと思います。また、PTAさんのお話も出てきました。また、先ほどの杉山議員のほうからもコミュニティ・スクールとかというふうなお話もあったんですけども、そういった地域ぐるみでの学校環境をよくするという意味での財源というか、有効に活用していただければ、子どもたちの学びを守ることと同時に、先生方の働き方改革にもつながっていくのではないかと思います。今後の対応をよろしくお願いしたいと思います。以上で、私の質疑を終わらせていただきます。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。発言の訂正をお願いいたします。先ほど答弁の中で、指導員謝礼、1時間当たり、私「1,289円」と答弁いたしました。正しくは「1,239円」となります。訂正をお願いいたします。

○佐藤委員長 こちらの訂正は認めます。岡口さんのほうから、これの件に関してありますか——大丈夫ですか。

次に、古谷委員。

○古谷委員 古谷です。よろしくお願いいたします。私のほうからは、教育相談に要する経費の中の、いじめ防止アプリ使用料について質疑させていただきます。決算報告書191ページ、資料請求させていただきましたナンバー9でございます。3年分のいじめ防止アプリの登録件数と相談件数の資料を頂きました。ありがとうございます。3年分の資料を見させていただき、3年間ほぼ同数でございます。登録に対して相談件数が本当に少ない

のではと感じますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 仲田課長。

○仲田教育総合支援センター長 教育総合支援センター、仲田です。古谷委員の御質疑に答弁させていただきます。登録件数に対して相談件数が少ないことにつきまして、各学校においては、アンケートの実施や、相談ができる環境もあるため、多くの生徒は自身の言葉で悩みを他者に伝えていると考えております。しかし、一部の生徒に関しましては、なかなか声を上げられなかったり、他者に相談したりすることができない状況にあるため、匿名で相談ができる、このアプリを使用していると考えております。以上でございます。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。このいじめ防止アプリは、何年生というか、全学年で使えるのでしょうか。

○佐藤委員長 仲田課長。

○仲田教育総合支援センター長 市内の中学校1年生から3年生まででございます。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。この相談件数の20件、30件という件数に、相談をされたお子さんたちの内容は——例えば、担任の先生とか相談員の方とかには、誰が相談しているのかというのは分かるのでしょうか。

○佐藤委員長 大滝補佐。

○大滝教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、大滝です。お答えいたします。匿名での質問となりますので、その内容が担任の先生に伝わるということとはございません。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 分かりました。この不登校にも通じてしまう、いじめということに関しては、本当に大事なアプリだし、言葉で言えないことをこのアプリで相談するというのは、すごい大切なことだと思います。しかし、やっぱり先生の目とか、周りの方の大人の目とかが、子どもさんの変化とかを捉えて、どのような教育現場として子どもさんたちに声かけをされているか、お伺いいたします。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。ただいまの質疑に御答弁いたします。こちらのアプリは、いじめ防止アプリという形で導入させていただきましたが、いろいろ実績を見てみると、実際のいじめの報告だったりとか傍観者の報告というよりは、やっぱりふだんの学校生活の悩みであったりとか、テストのこととか、恋愛のことだったりみたいな、そういったふだんの人間関係のことの悩みが多いというのが現状でございます。ただ、こちらのほうは、あくまで匿名のアプリであって、相談のほうはLINEみたいな形で返すような形にはなりますので、例えばこちらのセンターが何か直接的に、相談してきた方に直接介入できるものではありませんので。例えば悩みが深くなるのであれば、誰か大人の人とか先生に相談してごらんというような働きかけをして、その後に相談につながるという形でやっておりますので、あくまでこちらのアプリは、

そういった声を上げられないとか、匿名の中でしか御相談できないという子どもたちのためのセーフティーネットのような形で敷いているものですので、相談件数が増えてきたからというところで、直接的介入がどこまでできるのかというところはちょっと難しいというところもありますので、そういったじわじわ使っていただけるお子さんがいるという声も大事にしたいなと考えております。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 このいじめ防止また不登校につながる、その一つの手だてといたしますか、大きな本当に事業だと思います。また、このアプリを使用するときに、生徒の皆さんに使用方法とか、それからこんなふうに使っていくんだって、また1人で悩まないで、こんなふうに使っていくといいよというような事前の説明とか、それから練習などは、どのようにされているのでしょうか。

○佐藤委員長 大滝補佐。

○大滝教育総合支援センター課長補佐 お答えいたします。アプリの使用方法——相談しやすい体制づくりということだと思います。アプリの利用方法の案内につきましては、契約事業者の協力の下、各学校におきまして、生徒一人一人が実際にアプリを使った模擬相談を体験するなど、利用方法の案内を行っているところでございます。また同時に、傍観者とならないための授業も実施しており、匿名で報告や相談ができるアプリの必要性についても案内を行い、相談しやすい体制というのを構築しているところでございます。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。本当に小さなことでも相談できる体制づくり、そして本当に今、タブレットやパソコンが主流になっておりますが、やはり人の手で、人の力で、また人の目で、小さなことも見逃さないという、そういう教育現場をよろしく願いいたします。また、このアプリの使用も、本当に気軽な気持ちで子どもたちが相談できる体制ということで、ぜひ推進をよろしく願いいたします。ありがとうございました。以上でございます。

○佐藤委員長 次に、海東委員。

○海東委員 委員の海東と申します。よろしくお願い申し上げます。決算書 427 ページ、報告書 210 ページ、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費につきまして質疑をさせていただきます。

まず、お尋ねしたい内容が、両会館の管理運営に関わります課題等についてでございます。本市の市民会館・福祉会館はともに、建築後 50 年以上が経過しましたがけれども、これまで一時代を築き上げてこられました大変歴史の深い施設であると思います。しかしながらというところでもありますけれども、令和 6 年 7 月に策定されました市民文化施設個別施設計画にもございます、両会館の老朽化、それに伴います課題等も示されているようでございます。本計画では、令和 6 年度より 10 年間ということで、市民文化系施設の維持更新についての方針が示されていまして、適宜見直しをされていかれるというところがございますけれども、計画にもございますように、市民会館は市のシンボリックな施設と位置

づけられていまして、この町はどのような町なのか、市民会館を見れば、その町の様子がうかがえると言えるような、その町を象徴する重要施設であると、私もそのように考えております。また、市民会館・福祉会館につきましても、課題改善の方向性、本計画中に示されていると見受けられますけれども、課題や改善策などにつきましては、本計画中に示されているものだけではないと考えます。長期的なものから、細かくまた短期的なもの、またご利用者などから頂戴します御意見・御要望なども様々と思えますけれども、この課題等、またその改善方策等につきまして、実際に管理運営をされています指定管理者との協議などにおきましては、どのような共有などが図られているのか、市のほうではどのように把握しているのかなど、まずはこちらの内容につきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 飯山次長。

○飯山政策推進部次長 文化芸術課、飯山です。海東委員の御質疑にお答えいたします。市民会館・福祉会館につきましては、個別計画において、長寿命化改修が決まるまでは、事後保全型の対応をするものとしております。福祉会館は昭和45年、市民会館は昭和47年に建設されたものです。福祉会館は本年度に、公共施設等総合管理計画に基づき施設の在り方検討を行い長寿命化を決定いたしました。市民会館におきましては、令和9年度に在り方検討を行う予定でおります。現状においても毎月、指定管理者と協議の場を設けて情報共有を図っているほか、施設の不具合や修繕の時期や方法・費用負担などについて、随時、連絡を取り合いながら取り組んでおります。例えば、空調機器の不具合の修繕、先日の豪雨による雨漏り——これにおいては協議の結果——雨漏りにつきましては協議の結果、金額的に指定管理者側で対応可能であったことから、緊急性も高かったことで、指定管理者側で早急に改善していただいたということもございました。市民会館・福祉会館も市内に多数ある公共施設の一つということもありまして、大規模修繕等については、全体の中での優先順位などによって実施時期が変わってまいります。引き続き指定管理者と連絡を密に、適切な維持保全とトラブルの未然防止に努めてまいります。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。管理者さんのほうと連絡を密に、連携などを図りながら、これからも進めていただきたいと思います。今、計画などを見ていきますと、大規模改修であったりですか、これまでも様々施設を直されたというところもあると思います。そういったところで、綿密な連携を図りながら進めていただきたいと思います。やはり課題等もあるということで今、お話もいただいたかなと、そのように受け止めているところでございます。引き続きまして、こちらのほう進めていただきたいと思います。今月、9月27日土曜日には、人気テレビ番組のなんでも鑑定団の公開収録が市民会館の大ホールで予定されています。大変楽しみにされている方も多くいらっしゃるのではないかと思います。私もその1人でありまして、本市の市民会館におきまして開催されるということは、使用収益、それから利用稼働率の向上というほうに目を向けましても、とても喜ばしいところと考えております。

2つ目の質疑内容であります。稼働率についてお尋ねします。報告書211ページの上段のほうにございます。市民会館・福祉会館の稼働率についてでございます。市民会館の稼

働率というところで質疑をさせていただきたいと思うんですけれども。福祉会館の稼働率100%のほうに、どうしても目が向いてしまいまして、市民会館と福祉会館では目的や特性など全く別になりますので、比較はできないとは思いますが、そうは言いつても市民会館の稼働率70%前後というのは妥当なところなのかどうか、市のほうではどのように評価されているのかというところがございます。指定管理者さんとは、この点につきまして協議などされていらっしゃるか、またこの稼働率といいますのは、使用している日数や時間帯を示しているのかということございまして、この稼働率について、どのようなものなのか……

〔前野議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○海東委員 （続）また、稼働率70%前後につきましては、この妥当性、この点につきまして市のほうで把握されていることなど、こちらの点につきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 飯山次長。

○飯山政策推進部次長 お答えいたします。市民会館の稼働率につきましては、開館に対して利用があったという割合で出させていただいております。また、70%が妥当かどうかという点につきましては、昨年度、実施いたしましたサウンディング調査によりまして、民間事業者から1,000人規模の大ホールは興行的に収益を上げにくいと言われているそうです。その中でも満員を目指した事業を展開していることは、かなりの評価をいただいております。また、興行ばかりではなく、市が求める伝統文化の継承事業や市民文化の奨励・育成事業として、ワークショップの開催や市民ビッグバンドの育成、市民ミュージカルの運営などを継続的に実施していただいております。市民の皆様に喜んでいただけるような事業を展開できるよう、指定管理者と密に連絡を取りながら、計画して連携を図ってまいりたいと思っております。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。なかなか稼働率を上げるというところは大変難しいところもあるんだろうなと思います。そういった中で、70%前後というのは非常によいほうなのかなと、そのように感じたところがございます。この市民会館のほうの設置管理に関する条例や規則などを見た際に、使用料も稼働率に関わってくるように感じます。利用料金の改定や減免措置の拡大などによりまして、この稼働率も上がるのではないかと、そのように考えるところでもございます。1年のうちに3割ほど、使われずに眠ってしまっているという状況ではあるとは思いますが、非常にもったいないなというふうにも感じる場所であるんですけれども、このような使用料金等の協議などはされていらっしゃるのかどうか、このような内容につきまして、お尋ねします。

○佐藤委員長 齋藤部長。

○齋藤政策推進部長 利用料ということですが、使用料に関しては、行政コストと言いましょ、そういったものから算出をして、そのうちのどれほどを利用者の方に負担していただくかという検討の上で、今決められております。これを減免するなどすれば、もっと多くの方に使っていただけるという考えも一つございます。また一方では、市として歳入の確保という観点も非常に重要だと思っております、財源と言いますか、そうい

ったものも、先ほどから出ている改修ですとか施設の維持といったところにも影響が及ぶ可能性もあります。そういったことも含めて全体の中で、その利用目的などもありますし、全体の中で検討をしていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解することができました。ぜひ御検討のほうも進めていただければと思います。使用料金につきましても、この稼働率に関わります重要なところと考えまして、お尋ねしました。冒頭に申し上げましたけれども、この市民会館のほうは、市のシンボリックな施設ということで、市のアピールなどが進む可能性があるのではないかと考えます。その象徴になります施設がフル稼働していれば、さらに本市のよいPR、アピールが向上できるのではないかと考えまして、このような質疑をさせていただきました。

では、最後の内容でございます。令和6年度は舞台装置、ピアノを新しくされたと思います。既に使用されていることと思いますけれども、高額になるということもありまして、特に不具合等はなく使われているかどうか、こちらの点につきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 飯山次長。

○飯山政策推進部次長 お答えいたします。舞台装置は、開閉動作不具合やロープの破断、砂袋落下の危険性があり、滑車類、幕開閉装置を修繕したものです。修繕後は、安全安心に御利用いただいております。ピアノ更新後の状況といたしましては、コンサート等の御利用の皆様に好評をいただいております。コンサート等の御利用のほかに、個人向けにピアノの利用を開放した取組では、御用意した24枠を全て御利用いただきました。今後の予定といたしましては、取手市長賞受賞者による記念演奏会、市制施行55周年記念事業、藝大フィルハーモニア管弦楽団によるオーケストラでも、ピアノ協奏曲を予定しております。なお、舞台装置、ピアノとも不具合の報告はございません。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。特に問題なく稼働されているということで、理解することができました。ありがとうございます。市民会館・福祉会館につきまして、次期令和8年度より、公募によります指定管理への移行を市のほうでは検討しているというところだと思います。令和6年度中に、先ほどお話がありましたサウンディング型市場調査も実施されまして、令和7年度中に契約締結、令和8年度より事業開始を予定されています。先ほども次長からお話ありましたように、様々な催しものなども予定されているところだと思います。引き続きまして、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。以上でございます。

○佐藤委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 根岸です。よろしくお願いいたします。

私はまず、教育相談に要する経費についてでございます。決算書381ページ、報告書190ページ、資料請求を28番でさせていただいております。まず、前年度から比較しますと、合わせて1,200万円ほど決算額が増加しております。中身を見ますと、ほぼほぼ人件費ということなんですけれども、まずスクールソーシャルワーカーの報酬が令和5年度169万2,000円だったところが287万1,000円と、増加しているところの理由と活

動内容についてお伺いします。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。1点目の報酬増につきましては、令和6年4月の時点で週2日、1日6時間の勤務で任用しておりましたが、年度当初には想定できなかったケースが発生し、令和6年第3回の取手市議会定例会におきまして、週3回、1日7時間勤務の任用変更ができるよう、補正予算を計上し議決をいただきました。令和6年10月より任用変更を行ったため、報酬が増額となっております。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。

次に、教育総合支援センターの来所——資料請求のほう見ますと、来所相談件数がここ二、三年ずっと300件台——300件の後半台だったんですけども、令和6年は545件と150件以上増えています。こちらの動向について伺います。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センターにおける来所相談件数につきましては、年々増加傾向にあります。教育相談部会における相談件数も同様に増加傾向にあります。適切なタイミングで教育総合支援センターの来所相談につながった結果と捉えております。また、御質疑いただきました、来所相談におけるマンパワー・時間・場所が足りているかということですが、特に来所相談の予約が取れなかったという話は……。失礼いたしました。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。相談が増えているということですね。適宜、必要なときに伺っているということですね、分かりました。

次に、不登校児童生徒の割合の推移も出していただいているんですけども、一目瞭然で、どんどん増えているという状況なんですけれども。こちらと教育相談部会の回数、こちらと令和5年は3,406回に比して、令和6年度は4,972件というところで、この関連について、お伺いします。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 不登校児童生徒の割合は年々微増しており、教育相談部会の相談件数も増加しており、主たる協議内容についても、やはり登校渋り・不登校というものが多くなっている状況です。そのため、令和7年度より不登校対応支援員を任用するための準備を進めてまいりましたが、少しでも早い取組が不登校児童生徒を未然に防ぐことにつながると考え、令和6年第2回取手市議会定例会におきまして、新たに不登校対応支援員の任用のための補正予算を計上し、議決をいただきました。令和6年7月より不登校対応支援員1名を任用開始し、校内の不登校児童生徒についての把握のほか、校内サポートルームの環境整備に努めてまいりました。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。スクールソーシャルワーカーと、教育相談部会に関連して不

登校対応支援員の予算増ができたということなんですけれども、教育総合支援センターの来所に対応しているところの予算化というのはできているのでしょうか。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センターの来所相談においては、主に、担当する職員はスクールカウンセラー・スーパーバイザーと学校教育相談員または教育相談員が担っているという部分もございます。その中で、こういった形の相談なのかというものにおきまして、そのほかにもセンターには指導主事もありますので、指導主事のほうも相談に入りながら適切に対応できていると考えております。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 予算増はせずに、今いる人員で対応できているというお話だったんですけれども、何件か私のほうにもその不登校というか行き渋りの保護者の方からご相談頂くんですけれども、やっぱりなかなか相談の時間をしっかりとってもらったりとか、あと予約がとにかく取りづらいというお話を伺っています。というところで考えますと、やはりマンパワーはもしかしたら足りているかもしれないけど、場所自体だったりとか、その時間数だったりというところが不足が生じてきているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 ただいまの質疑にお答えいたします。場所の問題というのも今のセンターのあるべき相談室というのは、相談室と面している場所は2か所ですけれども、そのほかにも相談できる場所という形で多目的室だったり談話室だったりというのを時間によって面談できるような形で運営し直して、何とか今やっているという状況で、午前中から夕方までしっかり相談の枠が取れている、重複しながらも取れているというふうに考えております。また時間についても、原則はおおよそ大体1時間で大体相談で。引き続き相談が必要な方には次回とかという形で、相談予約をお取りしているような状況ですけれども、その方の状況に合わせて、例えば1か月後で様子見るというお子さんを毎週面談したりという形でフレキシブルに相談員の先生たちも子どもたち・保護者のために動いているという状況で、ちょっと何とか回しているというような状況もあるかなとは感じております。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。お伺いすると、ぎりぎり何とかやっているというふうに伺えます。令和7年度、これまでの状況というのは、どうなのでしょう……。今、令和6年度の状況は伺いました。今後、結局この議論というのは次の予算にかかるわけですね。なので、令和7年度の上半期の状況というのは、どうなのかというのをちょっとお伺いしたいんですけれど。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 現在も相談としては、もうほぼフルにセンターのほうに予約が入っている状況で、相談の先生たちも毎日学校とやりとりしながら、どのタイミングで誰を相談に入れるかというのを調整しているような状況です。そういった中で、

例えばスクールカウンセラー・スーパーバイザーを1人入れたほうがいいとかという話も、いずれどこかで出てくると思いますが、予算の確保という問題もありますが、当然人員の担保というのもとても大きいなと思っております、なかなか公募できるようなものでもございませんし、こういった方が入っていただくのが適切かというところもありますので、その辺はちょっと相談状況の増加等を鑑みながら、適切な人員配置については今後も検討していきたいと思っております。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。状況は把握できました。

次に、校内フリースクールでの一人一人の対応について伺いたいんですけれども、今、総合支援センターのほうは保護者、当事者、そして関係者というところで、全体を支えている感じだと思うんですけど。校内フリースクールになると、今度、生徒さんと学校の教職員という限られたところで対応ということになるかと思うんですけれども、そしてやはり行き渋りのお子さんというのは、人と対応するのがなかなか難しいということで、1人分のスペースが結構必要だったりするので、校内フリースクール自体が十分機能できているかどうかというところだけをお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 仲田課長。

○仲田教育総合支援センター長 教育総合支援センター、仲田でございます。根岸委員の御質疑に答弁させていただきます。

校内フリースクールでの一人一人の対応ということなんですけれども、不登校対応支援員が個別の状況に応じて対応しております。現在、専属教員で対応できる学校ばかりではありませんけれども、シフトを組みながら不登校対応支援員及び授業のない先生で対応しているところでございます。授業等で使用していない教室などを活用しまして、生徒一人一人が1日の予定を自分で決定し、時には教室に戻り、授業を受けることもございます。教室に行けない理由には様々ございまして、対人関係を理由にしている場合には、パーティションなどで区切られたスペースを活用しまして、静かに学習しております。学習進度について悩んでいる生徒は、分からない部分について質問したり、自分のペースで1人1台端末を活用し、調べて解決したりしております。一人一人への対応につきましては、学校と不登校対応支援員が情報を共有しながら、サポートルーム内の充実を図り、個別対応にも努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。引き続き、よろしくお願いしたいと思います。この件は以上です。

次に、小中学校両方になります。小中学校保健衛生に要する経費ということで、決算書393ページと407ページ、それから報告書は194ページと200ページかな。資料請求をさせていただいております、ナンバー29と30が合わせた形になっております。この中身を見ますと……

〔前野議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○根岸委員 (続) 貧血検査結果の要精検者の割合が令和6年度それまでの3%台だった

ところが、令和2年2.8%、令和3年2.6%、令和4年が3.7%、令和5年3.0%だったのが令和6年4.8%ということで、ちょっと高いなと感じるんですけども、こちらの分析はいかがでしょうか。

○佐藤委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 保健給食課、松崎です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。貧血検査につきましては、小学4年生と中学2年生の希望者を対象として行っております。また、この対象者が各年度違うということもありまして、全体の傾向などを分析することは難しい。そういった状況でございます。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。また、小児生活習慣病のほうでは、こちらはすごく増えているということではないんですけれども、3割を超えたというところで対策などはしてるんでしょうか。

○佐藤委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課、横島です。根岸委員の御質疑にご答弁申し上げます。小児生活習慣病要管理者に対しましては、管理区分Aの児童生徒の保護者に対し、結果と一緒に保護者向けに、学校と家庭で育む子どもの生活習慣のパンフレットと、医療機関を受診いただくお知らせの案内をお渡しするなど、勧奨をしております。また、学校では保健だよりにて、生活習慣予防に関するお知らせを案内するだけでなく、小児生活習慣病の疑いのある児童生徒に対しては、内科健診の際に医療機関を受診するようお知らせをしたり、定期的な身体測定以外にも測定を行うなど、生活習慣病の予防に努めている学校もあるような状況にあります。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 こちらは県の——県全体で同じような形で、点数化だったりということはされているんですか。

○佐藤委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 根岸委員の御質疑にご答弁申し上げます。小児生活習慣病検査につきましては、市独自の検査となっております。なので、県とは異なっており、県と統一ではございません。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。事前の調査で、管理区分のところの区分けというのを、いろんな点数を加算していつて計算していますというお話だったんですけども、こちらが結局、点数化することについて、どこに線引きするかということでも、すごくこの30%が20%になったり、また4割になったりとかということがあるのかなというのを今思いまして、この辺というのは医師会のほうとたしかやりとりされていると伺ったと思うんですけども、例えば家族歴の——家族の中でそういう傾向があるというのが、ちょっと高めの点数がついてたかと思うんですけども、例えば家族に既往歴があると、より予防に——予防というか予備軍というんですかね、ということになるというようなことは聞いてらっしゃいますか。

〔前野議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○佐藤委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えいたします。当然、親御さんの状況ということもあると、食生活であつたりいろいろな面で可能性があるというところがありますので、そういったものがつながるという可能性があるということから、最終的には医療機関への受診ということをお奨めするという流れでしっかり対応していきたい、そのように考えているところでございます。

○佐藤委員長 根岸委員。残り1分です。

○根岸委員 分かりました。受け止めとしてはあらぬ心配をかけ過ぎてもいけないとは思いますが、ただやっぱり健康に留意するということでは大事な検査だと思っています。引き続きこの傾向というのを見ていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。私からは以上です。

○佐藤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 私のほうからは、まず1点目、報告書の187ページの上段にあります、戸頭小学校での件です。事件性がなかっただけちょっとほっとしたところなくはないんですが、今まだ解決至っていないというところ、報告を受けたというところでは大変大きな問題だったんだと。私、ここで確認したいのは、今後の改善に向けての方針といたしますか、対策を伺います。

○佐藤委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。遠山委員の質疑にお答えいたします。戸頭小学校の事案の発生後になりますが、学校事務の共同実施協議会、これ目的としましては、学校の事務の標準化、事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効率化及び質の向上を図るといった協議会になるんですが、こちらの中に新たに事務強化班、そういったものを設けまして、その中で適正な事務処理の研修であつたり、事務処理体制の強化、こちらの取組を行っております。また市内の各小中学校、こちらに教育委員会職員―学務課の職員になるんですが、こちらは帳簿訪問ということで訪問を実施しております。こちらの取組の中で、学校徴収金の適正管理であつたり、保護者への説明状況、こちらを確認して学校徴収金について透明性と信頼性の確保に取り組んでおります。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、通学送迎に要する経費、同じページの下段にあります。送迎地区ごとの利用人数をちょっとお聞かせください。

○佐藤委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 学務課の笠川です。遠山委員の御質疑に答弁いたします。令和6年度におけるスクールバスの利用児童生徒は、小文間地区で31名、小堀地区で小学生が3名、中学生が4名の計7名、市之台・貝塚地区で8名でございました。また、スクールタクシーは大留地区で1名でございました。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○**遠山委員** 分かりました。御存じだと思んですけどね、小堀地区のスクールバスなんですけれども、コミュニティバスの問題があって、都市整備課と——都市計画課ですか、相談をして、業者も交えての懇談の場で日中までは行かなかったか、通勤時間ね、スクールバスではあるけれども活用してもいいですよ いうことでね、業者さんのほうから言っていて、今なお続いているということは確認させていただいています。そういった意味では、市民の足の確保ということで長年問題になってきているわけなので、私、なごみの郷のように日中車が空いてということがきっかけで、なごみの郷では福祉タクシーじゃない、高齢者の送迎など始まったわけなんです。

そういう経緯を踏まえると、このスクールバス、日中どうなっているのかなというふうになんかちょっと思いまして、伺うものです。そういった検討はされますでしょうか。

○**佐藤委員長** 笠川補佐。

○**笠川学務課長補佐** お答えいたします。今遠山委員おっしゃっていただいたように、小堀地区に関しては、朝の便に関して、スクールバスを代用しまして、交通空白となってしまう小堀住民に対して、それを解消するために、スクールバスを代用しているところでございます。そのほかの地域につきましては、あくまでもスクールバスの運行というのは遠距離通学児童の通学の支援というのが目的でございます。小堀の事例のように、減便などで交通空白となってしまった場合などといった条件で、さらに運転士の確保であったり、スクールバス利用児童の保護者の方や、地域住民の御理解がいただけるのであれば、他の地域、こちらへの波及は検討してまいりたいと考えております。以上です。

○**佐藤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** よろしくお願ひしたいと思ひます。時代が時代でもう変わってきてるんでね、よろしくお願ひします。

次のページになります。188 ページ、奨学生の貸付金についてです。事業の拡大に向けて、ここであえて取上げたわけなんですけど、まず申請者数をお示してください。

○**佐藤委員長** 鴨川補佐。

○**鴨川教育総務課長補佐** 教育総務課の鴨川です。遠山委員の御質疑に答弁いたします。申請者ですが、令和4年度が1名、令和5年度が3名、令和6年度はいらっしゃいませんでした。申請のあった方に関しては、選考の結果、いずれも奨学生として選定をしております。以上です。

○**佐藤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** あまり申請がなかったということでは、何かこう、制約というか要件が狭き門になってるのかなというに私はちょっと思ったわけなんですけれども、そういう意味では目的にもありますように、機会均等を図るということで目的達成の意味でも、効果の意味でも、ちょっと考えていったほうがいいのかというに思ひますが、その辺どんなふう目的・効果に対する評価を伺ひます。

○**佐藤委員長** 澤部課長。

○**澤部教育総務課長** 教育総務課の澤部です。ただいまの御質疑に御答弁を申し上げます。この取手市の奨学金、貸付け型の奨学金制度でございますが、取手市のメリットとしまし

て、日本学生支援機構の第2種の奨学金、こちら有利子となります。こちらのほうの適用ではなくて、取手市の奨学金は無利子ですので、これで貸与が受けられるというところにメリットを考えられているというお話を伺うところがございます。また、先ほど見直しという話もありましたけれども、奨学金貸付け条例の改正につきましては、先般議会の議決を賜りまして本年4月1日から奨学金月額1万円の増額、あとは他団体の実施している給付型奨学金との併用を可能としたこと。あとは対象となる学校として高等専門学校を追加するなどの改正を行っております。

経済的負担の軽減を通じた教育機会の拡大ですとか、未来を担う人材の育成にはお応えできていると捉えておりますし、今後もそういった変化については、柔軟に見ていきながら今後も、必要に応じた制度改正についても検討は考えてまいりたいと思っております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 検討していくということで、はい。積極的な姿勢を確認させていただきました。

次に190ページにあります教育相談のところで、ちょっと状況を把握しきれていなかったんで、年度途中に配置された、この不登校対応支援員の方、経緯を説明願います。

○佐藤委員長 大滝補佐。

○大滝教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、大滝です。お答えいたします。先ほど根岸委員の御答弁とちょっと重複する部分もございます。途中で採用した経緯について御説明させていただきます。年々増加傾向にあります不登校児童生徒に対しまして、国が令和5年度中に進めてきた取組をもとに、市は令和6年度中に不登校支援員を配置するための準備を進めておりました。そして、令和7年度の当初予算で任用を開始する予定でしたが、教育相談部会での協議の案件なども増えておりましたので、少しでも早い取組が不登校児童を未然に防ぐというふうに考えまして、時期を前倒しをして補正をさせていただいたという経緯がございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 未然に防ぐ取組を進めることができたというふうに、書かれているんですけども、ちょっとできれば実績、内容を説明、報告願います。

○佐藤委員長 大滝補佐。

○大滝教育総合支援センター課長補佐 お答えいたします。まず前提としまして、現在任用をしております不登校対応支援員の方は、教員時代に長年、校内サポートルームの担当されていた方というのを任用しております。その中で、不登校を未然に防ぐ取組の実績についてでございますが、7月に任用開始をしましてから、各学校のサポートルームの環境や利用状況の把握を行ってもらいまして、学校側が独自に行っていた環境面の整備に対して助言を行ってもらいました。実際に、校内サポートルームに通う生徒からも、過ごしやすい教室になったというような声も頂いているところでございます。また、各学校におけます校内サポートルームの利用状況に合わせまして、センターと学校側が協議をしながら不登校支援員の派遣を行いまして、不登校を未然に防ぐ取組を進めてきたというところで

ございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 この方は再任用っていう立場ではないんですか、余計なあれだけど。効果があれば、やっぱり人のつながりというか、やっぱりそういった点が効果につながったんだなというふうに私はちょっと理解しています。

続いて、189、193 ページに入ってるんですけど、特別支援教育についてです。これも一貫して私も注視している制度というか政策なんですけれども、学校長から希望を出して教育補助員が教育委員会で探してつけるということになってると思うんですけども、その辺の状況、申請どおりに配置できているのか踏まえて、この配置人数はどうなってるのか、報告ください。

○佐藤委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 学務課の笠側です。遠山委員の御質疑に答弁いたします。令和6年度につきましては、小学校に99名の教育補助員を配置しております。また、報告書のほうで指定はございませんが、中学校のほうには3名の教育補助員を配置しておりまして、合計で102名の教育補助員を配置いたしました。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうすると、それは各学校から申出があって、全て応えられてるという人数なんでしょうか。

○佐藤委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 お答えいたします。当初の配置人数というのは、私たち学務課職員のほうで12月頃——前年の年末頃に各学校を訪問しまして、在校児童の状況等を確認させていただいております。学校から申請が上がってきたところ、学校は全て確認をさせていただきまして、そのほか学校の特別支援学級の担当の教諭であったり、校長先生、教頭先生とお話をさせていただいた上で配置人数を決めております。年度途中の配置につきましては、学校長から申請のあったところで、学務課職員と、あとは指導主事の先生の協力を頂きながら、その児童の様子を確認をさせていただき、同じようにヒアリングをさせていただいて、配置の可否を決定しているところでございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 2点目の支援教室のフリースペースは確保できてるんでしょうか。各学校でどうでしょう。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。御質疑に答弁させていただきます。おおむね設置できている状況でございますが、若干設置していない学級もございます。ただし、情緒の不安定さに支援が必要となる場合が多い自閉症・情緒障害学級については、全ての学級において設置している状況でございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですね。例えば藤代小学校などは一つの教室をパーテーションで区切って作ってるというようなことで、そういう意味では以前のね、隣の教室の声が聞こえる

という……

〔前野議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 （続）状況から比べたらよくはなってるんですけども、ちょっとまだまだ改善の余地があるなというところで指摘をしておきます。

続いて、先ほど除草回数——施設管理なんですけれども、先ほど岡口委員のほうからも指摘——取り上げられました。私はここでちょっとダブらないという意味で、樹木管理について、先日倒木事件があったばかりなので、その辺の樹木管理はどのようにされているのか伺います。

○佐藤委員長 澤部課長。

○澤部教育総務課長 教育総務課の澤部です。御質疑にご答弁申し上げます。

小中学校ともに樹木剪定・伐採に関しましては日常的に教育委員会職員によって確認、あるいは学校さんからの御要望によって、そういうのを踏まえながら、定期的に樹木の剪定・伐採は行っているところでございます。剪定・伐採の際には樹木状態の把握に努めた上で、緊急の度合いですとか剪定・伐採にも頃合いの時期というのがございます。そういったようなものを判断しながら専門業者またはシルバー人材センターへと発注し、対応している状況でございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと検証も必要なのかなと思っています。

続いて、移動学習バス委託事業についてです。決算書 383 ページに載ってるんですけども、今デジタル化が進む一方でなおさら本物に見たり、触れたりという体験が子どもたちは本当に必要だろうなと思ってます。そこで、各学校の利用状況、そしてそれは各学校の要望に応えられているのか含めて、ちょっと答弁を願います。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。令和6年度の利用状況ですけれども、全14小学校——全ての学校で利用いただいております。要望ということで、もっとやりたいというようなことについては、令和6年度は上がっておりません。場所につきましては、常総環境センター、キリンビール取手工場などが多くなっております。以上でございます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 学校側も状況よく分かってるから、遠慮してるのかなという点もなくはありません、実際声をちょっと聞いてきましたんで。その辺は子どもたちの教育に生かすということなので、ぜひ前向きに答えていっていただければと思います。

続いて放課後児童対策なんですけれども、施設長の在り方。検討を望む立場から、これも随分ずっと一貫して取り上げてるんですが、主任の配置がされました。その辺のも踏まえて、この在り方、どのように考えているのか、検討進んでいるのか伺います。

○佐藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。主任支援員の配置は令和6年4月から実施しておりまして、令和6年度末に

は、公営の 11 クラブ中 6 クラブ配置が完了しております。この後、また継続して全てのクラブに配置をする予定でいるんですけれども、主任支援員というものが全てのクラブに配置された後に、今度はこれは主任支援員を配置すること自体が民間委託事業者のよい取組というものを、公営クラブのほうでも導入していこうという取組の一つなんですけれども、民間委託クラブでは主任の上に統括というようなポジションがあります。今後は、そういった統括の配置というものを検討していきたいという中で、統括配置と同時に学校長に現在お願いしている所長のポジションというものをなくすというようなことをできないかということで、今検討を進めているところでございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろな課題の中で、一つ一つ本当にクリアしてきてもらってるなというところで——そのように見えていますので、さらによろしくお願ひしたいと思います。補助員——支援員は研修を受けての支援員なんですけど……

〔前野議会事務局長ベルを 2 回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 補助員の研修は、雇用の際どうなんでしょう。

○佐藤委員長 平野補佐。

○平野子ども青少年課長補佐 子ども青少年課、平野でございます。遠山委員の御質疑に答弁いたします。まず、令和 6 年度なんですけど、支援員・補助員、両方を対象とした研修として、6 月に子どもの感性を保ち、自己肯定感を育むことをテーマとした研修、11 月にいじめに関する研修会、1 月には小児救命講習、2 月に子どもとの関わり方に関する研修の 4 回、研修を実施しております。また、補助員のスキルアップ・キャリアアップに関してでございますが、実務経験——経過した補助員には、積極的に支援員としての認定資格研修をオンラインで受けていただいています。先ほど御紹介したような、実務に関わる各種研修を充実させるなどして、それに併せまして、主任支援員を中心とした現場での助言指導も併せて研さんに励んでいただいているところでございます。

○佐藤委員長 遠山委員、残り 1 分切りました。

○遠山委員 了解です。

最後、公民館活動に要する経費について移ります。地域のコミュニティーづくりの場として重要な公共施設とした公民館です。そういう意味では、予算化に向けて、その目的達成のための予算化を要望してきたわけなんですけれども、各公民館の決算内訳を資料で——ナンバー 17 で出していただきました。その辺をちょっと、どのように捉えているのか——姿勢といいますか、伺います。

○佐藤委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 生涯学習課、大久保です。遠山委員の御質疑に答弁いたします。公民館活動に要する経費の各公民館の決算内訳につきましては、予算決算審査特別委員会資料 17 でお示ししたとおりです。市内には学習活動や地域づくりの中心的役割を担う公民館が 14 館あり、それぞれの地域ニーズに合わせた魅力ある事業を展開し、地域の生涯学習の拠点として利用いただいております。予算につきましては事業を計画した上で計上しており、計画した事業については予定どおり実施できている状況です。今後も地域

ニーズを踏まえた事業を計画し、計画に合わせて適正な予算配分を行ってまいります。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員、残り 20 秒です。

○遠山委員 再任用の職員の方も多数いるので、ぜひいろいろ知恵を集めて盛り上げていただきたいなど。館長の評価も受けていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。私のほうから以上で終わります。

○佐藤委員長 以上でこの議題の通告された質疑が終わりました。ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおひりますか。

長塚委員。

○長塚委員 長塚です。私からは 2 点ござひます。

1 点目は、コミュニティ・スクール事業に要する経費について、先ほど、CS コーディネーターの任命が課題であると認識されていることが理解できました。要因についてはどのように分析しているのかお願ひします。

〔「何について聞きたいの」と呼ぶ者あり〕

○長塚委員 このCS コーディネーターの任命が課題であるということは理解できたんですがその要因はどのように分析しているのかお願ひします。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 お答えいたします。学校運営協議会は令和 6 年度に 20 校、19 協議会が設置されたところでござひます。その上で、そのあとの地域学校協働活動を担うのがCS コーディネーターでござひます。まず、今の取手市におけるコミュニティ・スクールの状況としましては、まず、学校運営協議会を設置する、そのあとに地域学校協働活動に移っていったところでござひますので、今後は先ほど申し上げましたとおり、学校長から、この人がCS コーディネーターにふさわしいという声を受けまして、積極的に任用していきたいというふうに考えているところでござひます。ですので今後の――進展の途中ということで、状況を報告させていただきます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。不用額がとても大きく出ていて、当初の予算で 20 名で計上されているので、ちょっと聞かせていただきました。

次に、このCS コーディネーター、年度で増減がされているようなんですけど、その理由が分かればお願ひします。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 委員、すみません。最後の何の御理由ということでおっしゃってましたでしょうか。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 CS コーディネーターの人数が年度で増減していると伺ったんですが、その理由についてお願ひします。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 失礼しました。増減した理由でござひますが、CS コーディネータ

一につきましては、年度途中での任用も積極的に行っていきたいと考えております。年度途中で、各学校からこの人をコーディネーターにしたいというお声があれば、随時対応していく形で考えております。また、CSコーディネーターの任期に関しましても、1年単位ということで考えておりますので、その点から各年度で人数的にはばらつきがありますが、これからは20校、19協議会に、それぞれCSコーディネーターが配置できるような体制を取っていきたいと考えております。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 令和7年度から、有償ボランティアとして働き、活動も柔軟になったようなので、今後、推進のほうよろしく願います。

もう1点、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費について、海東委員からピアノについての質疑があったんですが、このピアノ、オークション——前に使われていたピアノはオークションに出されるというふうに認識しております。その後について願います。

○佐藤委員長 飯山次長。

○飯山政策推進部次長 答えいたします。オークションにかけるのを取りやめまして、藤代公民館のほうに設置しております。そして、その御利用に関しましても、おかげさまで好評いただいております。8月末までに35件の御利用があった、個人の練習用に使われているというようなお話も伺っております。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○根岸委員 はい。分かりましたありがとうございました。

〔発言する者あり〕

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 はい。私も、海東委員の質疑の市民会館・福祉会館管理運営に要する経費についてなんですけれども、稼働率について、市民会館のところのお話はあったかと思えます。福祉会館なんですけれども100%というのが、先ほどのお話からすると、1日開所に——いろんな福祉会館お部屋あるかと思うんですけれども、1か所でも多分使われてると。1つて数えるということで100%なのかなと思うんですけれども、各部屋の稼働率というのは、データはあるのでしょうか。

○佐藤委員長 飯山次長。

○飯山政策推進部次長 答えいたします。各部屋の稼働率という調査はしておりません。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 大小様々あったりとか、あと、用途によっていろいろなお部屋がたしか福祉会館——中央公民館も併設ということであると思うので、中身をもうちょっと詳しく調査していく必要があるかと思えます。

公共施設を様々、ウェルネスプラザだったり、あと公民館についてもそうだと思うんですけれども、やはりこれから公共施設管理をどういうふうにしていくかというところ、統廃合だったりということもありますし、また、西口の複合施設も新設するというところで、どういったところが不足していて、余剰があってとかというところを分析する上では、福

社会館って本当に市民のお声から聞くと、一番使いやすいところって聞くんですね。なので、余計に分析っていうのが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 飯山次長。

○飯山政策推進部次長 お答えいたします。御意見をちょうだいいたしまして、やはり各部屋の稼働率について調査が必要だと考えまして、次年度、システムを少し改修いたしまして、そのような対応ができるように検討しているところでございます。

○佐藤委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 なしと認めます。これで認定第1号のうち、教育費について質疑を打ち切ります。執行部入替えのため、10時45分まで休憩します。

【教育費 ここまで校正済】

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

【土木費 ここから校正済】

○佐藤委員長 再開します。

次に、土木費を議題といたします。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、質疑通告順に質疑を行います。4人の委員から通告がありました。

まず最初に、岡口委員。

○岡口委員 岡口です。どうぞよろしくお願いいたします。私は、街路灯の維持管理に要する経費について、質疑させていただきます。決算書307ページ、中でもLED防犯灯のリース料は約1,300万円と、市民感覚からすると大きな額に映ります。持続可能なインフラ維持の観点からも、費用対効果や将来の負担軽減について質疑していきたいと思えます。まず、リース料の妥当性について伺います。リース契約の単価・台数・契約期間はどのようになっているのでしょうか。また、相見積りとか競争性の確保は、どのように行われたのでしょうか。お願いします。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。岡口委員の質疑に答弁いたします。管理課で管理している道路照明、約1万4,000灯のうち、リース防犯灯が9,900灯、残りの約4,000灯が市所有の街路灯などとなっております。現在の防犯灯リース契約は、令和3年度に指名競争入札で入札を行い、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間のリース契約を行っております。契約金額につきましては、9,900灯全体で1億2,865万9,476円となっております。年払いで支払いのため、10回で分割した金額のほうを決算書のほうに記載させていただいております。単価なんですけども、1基当たり月額、約108円となります。ただし、この金額については契約金額から割り返した金額となっております。この契約金額のほうなんですけども、LEDの交換費用や10年間の保険料なども含まれておりますので、灯具のみの金額はさらに安価なものになると考えております。あと、その金額のほうが適正であったかということについては、競争性の確保につきましては、指名

競争入札で入札を行ってしますので、確保されているものと考えております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。

次の質疑に移らせていただきます。費用対効果についてなんですけれども、LED防犯灯の導入によって、電気料金の昨年——LEDです失礼しました、LEDの導入によって電気料金の削減効果が出ていると。電気料金がちなみにR6年度、かなりやっぱ大きい額になってるんですけれども、CO2削減量についてと、具体的な数値があれば——効果についての数値があれば教えていただきたいと思います。また、リース料と比較してトータルでどの程度のコストメリットが出ているのでしょうか。

○佐藤委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。よろしくお願いいたします。岡口委員の質疑にお答えいたします。防犯灯のLED化につきましては、平成24年度からリース契約にて実施をしております。CO2削減量については、従来型の蛍光灯より消費電力量が少なくなることで、年間約34.5トンのCO2削減に貢献できているという利点もございます。また、電気料金や修繕費の削減効果としましては、当初導入に当たっての検討内容では、平成24年から令和3年の10年間で、蛍光灯に比べ約6,000万円の削減効果があるものとしております。また、リース料と比較してトータルでのコストメリットとのことでございますが、リースのメリットとして、リース灯具の初期不良に係る不点灯や天災、事故、盗難による損害については、リース会社で保険対応を行うように契約を行っております。また、リース料は年間で支払いを行うため、一括支払いを必要とせず、10年間を通じて費用負担の平準化ができることもメリットとして挙げられます。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。リース契約にするということで、かなりのメリットがあるということが分かりました。

次に、将来の見通しについて伺います。契約満了後のリース更新や買取りの選択肢は検討しているのでしょうか。また、長期的に見て、市にとって最も有利な方法はどちらと考えていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。岡口委員の質疑にお答えいたします。LED照明の寿命は約6万時間であることから、13年程度で光量が低下することや、防犯灯内のモジュール、こちら基盤ですね、の寿命が約4万5,000時間であることから、10年程度で交換することが適切ではないかと考えております。こうした理由により、10年間のリース期間終了後はLED本来の照度が確保されず、市道を明るくする目的が達成できないことが想定されます。LEDの技術力は年々向上し、同じ消費電力でもより明るい照度を確保でき、従来型より照射範囲が広がることにより、歩行空間の視認性の向上であったり、防犯上の死角を少なくし、安全性の向上を図ることができることが考えられることから、再リースや買取りではなく、新規リース契約として照明器具の更新をすることが、市にとって最も効果を得られる選択と考えております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。新規リース契約によって照明器具の更新をすることが、市にとって最も効果が得られるということを理解いたしました。

最後に、維持管理の最適化について質疑いたします。今後のLED寿命や故障率を踏まえた維持管理計画は、どうなっているのでしょうか。また、より安価な運用方法や自治会・地域との協働による見直し等は考えられていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 岡口委員の質疑にお答えいたします。LED化されていない道路照明につきましては、昨年度、道路照明灯のLED照明への更新に関するサウンディング型市場調査を実施いたしました。これは道路や公園を含む野外照明施設【「野外照明施設」を「屋外照明施設」に発言訂正】をLED化するための調査であり、今後はサウンディング調査結果を基に、LED照明の更新を検討してまいりたいと考えております。さらに、水銀灯をLED化するだけでなく、既にLED化されている防犯灯なども含め、一括して管理していただけるような内容を模索してまいります。また、より安価な運用方法や自治会・地域との協働によるとの意見でございますが、防犯灯における自治会・地域からの御意見としましては、それぞれの地域の市政協力員を通じ、防犯灯の新規設置や配置計画について御要望や御意見をいただいております。取手市で管理している防犯灯につきましては、取手市防犯灯管理基準に基づき、市が管理する公道周辺や児童生徒の通学路等において、おおむね50メートル間隔を基準として設置しておりますが、今後も地域の御意見を参考にしながら、現場状況などを踏まえ、検討してまいりたいと思います。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。市民の安全性を高めるためにも防犯灯を効果的に使っていただけるようお願いしたいと思います。LED防犯灯リース料というのは、かなり額が大きいんですけども、市として、契約の妥当性や費用対効果を明らかにし、今後の更新時には、より持続可能で経済的な仕組みに見直していくことを強く要望していききたいと思います。以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課山田です。今ちょっと答弁の中で一部訂正のほうお願いしたいんですけども、答弁の中で「野外照明施設」という表現があったんですが、正式には「屋外照明施設」のほうで訂正のほうをお願いします。以上です。

○佐藤委員長 承知いたしました。

次に、長塚委員。

○長塚委員 私からは、地籍調査事業に要する経費について、決算書329ページ、決算報告書170ページです。地籍調査事業は土地境界を明確化し、公共事業や防災・減災、円滑な土地取引の基盤となる事業であり、本市においても事業の重要性・必要性は高いと位置づけておりますが、令和6年度、決算額・進捗率ともに変わらないか、進捗率も微増となっております。まず、決算額についてなんですが、毎年800筆前後の金額であるため、大きな変化がないとの認識でよいでしょうか。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。長塚委員の質疑に答弁いたします。本市のほうの調査の進捗状況のほうをどう評価してるというところなんですけども、取手市の地籍調査はD I D地区、いわゆる人口が集中している地区を含む市街地の調査を優先して実施しております。市街地は土地の売買等の取引——土地取引に伴った所有権の移動が多くあり、必要性の高い地域であると考え、当該地区を優先しております。このことから、他市町村に比べると進捗率は低い状況でございます。さらに課題のほうなんですけども——800筆ということで、800筆のほうの考え方なんですけども、基本的には私どもで、1地区は3年間の事業スケジュールという形でやってますので、1,000筆未満が理想というところがございます。ただ私ども、地区の形状なんかも勘案して、現在は800筆程度で実施している状況でございます。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 今おっしゃられた、1,000筆ぐらいが理想というのは、何を根拠に理想とおっしゃられてるのか、お願いします。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 管理課、今井でございます。よろしくお願いいたします。今お答えいたしました、1,000筆程度というところなんですけども、約1.8平米程度の面積に対して約1,000筆程度というのが理想であるというような指標もございます。——すみません、1.8キロ平米【「1.8キロ平米」を「0.18キロ平米、18ヘクタール」に発言訂正】でした、失礼いたしました。その中で、取手市としては800筆を基準として実施しているというところがございます。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。次に、補助金についてなんですが、年度当初よりも年度途中の補助金要求のほうが、より要望額に近くなるので、毎年、補正予算を計上しているとの理解でよろしいでしょうか。お願いします。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 お答えいたします。地籍事業は国庫補助金のほうを活用して事業に取り組んでおります。国庫補助金につきましては、年度当初に交付される補助の場合、計画面積全てを網羅する金額の交付は難しいのが現状でございます。面積を減らして実施せざるを得なくなることから、前年度の後半に交付されます国庫補助金を受け入れることにより、繰越事業とはなりますが、要望金額満額の交付を受ける等の工夫をして、事業の実施をしているところがございます。以上でございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。次に、進捗率についてです。先ほど、D I D地区を優先されているとのことだったんですが、まず令和6年度においても0.3%との進捗結果です。平成3年から、この事業が始まって、進捗が極めて緩やかであるこの主な要因や課題は何でしょうか。お願いします。

○佐藤委員長 今井補佐。

○**今井管理課長補佐** お答えいたします。地籍調査事業の進捗が極めて緩やかな主な原因といたしましては、先ほどと繰り返しになってしまいますが、同じ 800 筆を実施するにしても、D I Dを含む市街地の区域と比べると筆の面積が大きくなってしまいうことから、進捗率の伸び悩みが生じることとなっております。以上でございます。

○**佐藤委員長** 長塚委員。

○**長塚委員** 筆が多くなってしまうということで、承知いたしました。事前に伺ったところ、現在の人員は4名体制、1名が統括されている方で、3名が担当者であると伺っています。地籍調査事業は災害発生時の迅速な復旧だったり大幅なコストの削減にも寄与することを踏まえて、予算をつけて、人員だったり筆数、地区を増やして進捗の効率化を図るというお考えはあるのでしょうか。お願いします。

○**佐藤委員長** 今井補佐。

○**今井管理課長補佐** お答えいたします。今、委員のほうから御指摘のありました人員の増についてでございますが、確かに人員増につきましては、地区の増加にもつながることは考えられます。それに対しまして、予算の関係もございますので、本市といたしましては、事業を効率的に進めるために事業の見直し等も行い、道路または水路等だけの立会いであります長狭物の立会いの省略であるとか、閲覧時における会場設置に対して、常時待機するような手法を行ってございましたが、測量成果のほうを郵送することなど作業の効率化を図るなどで実施しているところでございます。以上です。

○**佐藤委員長** 長塚委員。

○**長塚委員** 分かりました。既にいろいろ効率化を図る対応をされているということです。次に、国土調査法第19条第5項、指定制度を活用する方法を導入して、ほかの自治体では効率化を図っているという事例もございます。本市の活用状況を伺います。

○**佐藤委員長** 今井補佐。

○**今井管理課長補佐** お答えいたします。御質疑にありました民間成果の活用という点になろうかと思われませんが、国土調査法第19条第5項及び第6項にございます区画整理事業の成果の活用や民間の開発事業による成果等を地籍整備事業推進調査費補助金を活用することにより、地籍調査事業と同等の成果を作成することにより、登記をすることで、国土調査の推進を図れることから、当市のホームページにも掲載をして推進を促しているところでございます。以上でございます。

○**佐藤委員長** 長塚委員。

○**長塚委員** こちらは、実際に本市で活用された事例というか、あるのでしょうか。

○**佐藤委員長** 今井補佐。

○**今井管理課長補佐** お答えいたします。現実的には、今のところ活用の事例はございません。

○**佐藤委員長** 長塚委員。

○**長塚委員** 活用がなされていないその理由などあれば、お願いします。

○**佐藤委員長** 今井補佐。

○**今井管理課長補佐** お答えいたします。民間の開発事業者等々がミニ開発等々を行った

ども、実際その実施面積に関しましては、先ほど「1.8 キロ平米」という形でお答えしたんですが、実際こちらのほう中身を見てもらえば分かるんですが、実施面積としましては、それぞれ例えば 0.18 キロ平米、18 ヘクタール、0.13 キロ平米、13 ヘクタール。こちらのほうが正式な回答となります。あと補足なんですけども、一般的に区画整理事業なんかを実施する際に、やはりちょっと 19 条 5 項ということで、その承認を受けて、その承認を受けた図面に関しましては、私どもの地籍のほうに含めて、その内容で進捗率は計算させていただいています。以上です。

○佐藤委員長 それでは次に、根岸委員。

○根岸委員 お願いいたします。まず、道路管理に要する経費について、決算書 303 ページ、報告書 162 ページでございます。浸水検査システム構築業務委託料ということで今回 11 か所センサーをつけたということですが、この前に双葉にもついております。こちらの冠水検知件数の実績をお願いいたします。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。根岸委員の質疑にお答えいたします。先ほど委員さんがお話いただいた浸水検知システム及び国交省のほうのワンコインセンサーは、双葉団地、ふれあい道路及びアンダーパス、藤代中学校付近と、合計 16 か所設置して、現在運用をしております。導入からの検知実績としましては、2 回ほど浸水反応を検知しております。令和 6 年 6 月 2 日及びこの間なんですけども、令和 7 年 8 月 6 日に発生した大雨により、久賀小通り交差点に設置しましたセンサー浸水検知システムのほうの 4 番という番号なんですけども、10 センチのほうの低水位のほうの浸水反応がございました。今年度、検知時は速やかに職員が現地確認を行うなど、浸水現場にいたくとも状況を把握し、迅速な対応ができることは、大きな導入効果と言えらると思います。なお、今年度の検知時は浸水後 15 分後に浸水が解除した通知があり、解除についても速やかな状況把握を行っております。課題ではございますけども、近年に局所的な大雨なども迅速に対応していけるよう、市内道路冠水状況を鑑みながら、追加設置も視野に入れていきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 先に導入効果と今後の課題を言っていただきましたので、ありがとうございます。実績は 2 回ということですね、これまで。検知しない、回数が少ないとか、ないほうがもちろんいいと思うんですけれども、ただちょっと素人考えで言って——思いますと、今、10 センチと 20 センチで検知してると思うんですね。10 センチって結構なので、それを 5 センチとかというふうにする必要はないのかどうかというところだけ、お伺いします。

○佐藤委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。根岸委員の質疑にお答えいたします。浸水検知システムの高さについてですが、基本としまして路面から 10 センチを低水、20 センチを高水という形で設置しております。そちらの設置の高さにつきましては、設置の際に有識者の方にも意見をお伺いしながら設置している状況にはなります。その際に 10 センチに

関してはまず歩行困難な水位の高さという形になりますので、5センチであれば、まだ歩行がおおむねできる可能性もあるという形になりますので、まず低水位を10センチという形にしております。20センチにつきましては、今度、車のほうの走行が困難になる高さという形で設置をしているような状況となっております。以上です。

○根岸委員 分かりました。では、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

次です。公園維持管理に要する経費について、決算書345ページ、報告書175ページです。除草・清掃等の公園1か所当たり年間コストと作業頻度が適正かどうかをお伺いしたいんですけども、繁茂期の増回などの検討はされているのでしょうか。

○佐藤委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課の蛭原です。御質疑にお答えいたします。現在、市内の公園の除草は、年間3回を基本として実施しております。時期的には大まかに1回目が5月前後、2回目が8月前後、最後は草が伸びなくなる冬前の10月から11月頃となります。この3回の間に草が繁茂してしまった公園につきましては、応急的に遊具や園路周りの除草を水とみどりの課の現場作業員により対応しているところでございます。除草の回数につきましては、限られた予算の中で効率的な除草を図りながら、現在の状況に至っているところでございますが、回数を増やすことができないかも知れまして、さらなる工夫や検討を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 本当に気温が上昇していて、本当に草にとっては最適な環境が長く続くというところで、非常に除草作業というのは大変なところだったと思うんですけども、中に一つお伺いしたいのが、自治会が公園管理されている公園が、自治会等7団体36公園あるとのこと。こちらの支援というのは妥当かどうか、状況を伺います。

○佐藤委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。御質疑にお答えいたします。自治会様とは委託契約を締結し、除草や清掃、ごみ収集、巡回、異常報告などの管理業務を行っていただいております。委託料を決めるに当たりましては、まず、予算編成の際に自治会から参考見積り書を提出していただきます。その後、入札・見積り合わせを行い、契約金額を決定しているところです。昨今、物価上昇、人件費の高騰もございしますが、自治会様から提出いただく参考見積り書には、これらも加味した金額を見積もっていただいております。予算に計上しているところでございます。契約では、除草は自治会様で行っていただき、除草後の刈り草の回収作業は市の現場作業員が行い、処分費用も市で負担しているところです。また市では、市が所有する草刈り機の貸出しやその燃料などの支援を行っております。今後も自治会様には必要な支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 自治会さんに管理業務をお願いするというところの効果と課題についてお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 水とみどりの課、仁杉です。お答えいたします。効果とい

たしましては、各自治会の区域内の公園を管理していただくことで、地域での公園への愛着や利用者のマナーの向上などが図られるものと考えております。また、除草の時期などについても、自治会で決めていただいておりますので、草の繁茂状況に応じて臨機応変な対応ができるものと思っております。

課題に関しましては、近年自治会の加入者の減少や会員の高齢化により自治会による公園除草が困難となって契約を更新できないなどということが起きております。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。自治会で公園管理していただくということは、そんなに広く知られていることではないと思うんですけども。今の課題からしますと、これ以上その団体さんを増やすというのはちょっと現実的ではないかなとは思う一方、例えばもしどこかの自治会でやっていただくということになったりとかする場合というのは、どういうルートで契約まで至るには、どうしたらいいかということだけ、お伺いします。

○佐藤委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。昨年、これまで自治会で清掃活動に取り組んでいただいた公園があるというお話をお聞きしましたので、管理業務委託の締結をしていただければ委託料をお支払いできるということをお話しして、今年度から新たに1自治体と契約を締結させていただいたところがございます。市政協力員などから要望などがあつた際には、御相談させていただきたいと思っております。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 住民の方だったり市政協力員から情報が得た場合にはという対応という理解でよろしいですね。はい、分かりました。以上です。ありがとうございました。

○佐藤委員長 最後に遠山委員。

○遠山委員 まず1点目、道路維持補修に要する経費についてです。

報告書の163ページ下段にあるわけなんですけど、緊急的な陥没や軽微な補修等は原材料を購入して、現業土木作業員が直営作業で対応しているということで、よく、猛暑の中トラックで移動しながら対応しているという姿を見まして、改めて本当に評価しているわけです。大変ですねということですね。そういう意味で、この現場での職員体制、どうなっているのかというところで伺います。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。遠山委員の質疑にお答えいたします。現在管理課の職員としましては、会計年度職員を含めまして、30名在籍しております。その中で、道路維持補修として実際作業を行う職員は、会計年度職員3名を含めた計9名で現場対応を行っております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 市民にとっても本当に身近なところで事故がないようにということで、この対応がされているということで位置づけられているというふうに私も理解しています。そういう意味では、対応を——市民の要望、課題対応というところでわきに変えたわけなんですけれども、そういったところは十分行われているという認識でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 管理課の由良です。遠山委員の質疑にお答えいたします。我々も9名という人数の中で、できる限り効率よく作業のほうを進めていきたいと考えておりまして、昨年度、浸水検知システム等なども導入しましたので、そういったものも活用しながら——アップデートしながら、現場作業のほうでも新しいものをどんどん取り入れながら、人数に限らず対応していきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 危険のないよう、安全管理を踏まえた上で対応をお願いしたいと思います。

次のページ、決算書の313ページに損害賠償金というのが上がっていたので、その内訳というか内容を、ちょっとここで確認をしておきたいと思います。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。質疑のほうにお答えいたします。こちらなんですけれども、2件ございまして、まず物件の損害補償という金額になります。こちらに関しましては、工事のほうに伴いまして借地した際の稲の作付補償として、金額のほうを上げさせていただいてます。

次に損害補償、こちらなんですけれども、実はこちらのほうで損害賠償ですね——損害賠償金についてなんですけれども、私どもで令和6年5月9日道路管理課事務において、いろいろ市道に影響した方々のほうの樹木の伐採通知のほうお願いしてるんですけれども、その中で、伐採した中に、不要な樹木、私どものほうの市道の部分も含めた、ちょっと伐採が生じたということで、そちらのほうの金額のほうを計上させていただいております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 事故ではなかったということで、ちょっと安心はしたんですけれども。分かりました。

続いて、通学路整備に要する経費についてなんですけれども、まず通学路交通安全対策プログラム計画の進捗状況を伺います。

○佐藤委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 道路建設課、星加です。遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。取手市では、教育委員会学務課が担当となり策定しております、通学路交通安全対策プログラムに基づきまして、関係機関と連携し、通学路交通安全対策会議を毎年開催しております。その会議の中で提出されました危険箇所のうち、道路建設課で対策工事を実施しております路線の進捗状況につきまして、答弁させていただきます。決算報告書166ページにもありますとおり、令和6年度は3路線の事業を実施いたしました。まず、桑原市道4042号線につきましては、令和6年度に一部の用地買収を実施し、今年度は工事発注済みとなっております。次に、井野台一丁目市道4113号線ほか1路線につきましては、令和6年度に全ての工事が完成したことによりまして、令和6年度にて事業完了となっております。

最後に、野々井市道2,365号線については、令和6年度より事業を開始した路線であ

りまして、測量及び設計を実施いたしました。今年度は用地測量など、用地買収に向けた業務を進めております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 工事途中であつたりということもあると思うんですが、この進捗状況というところで、全体のプログラムの中でどうなんですか、達成状況というか。

○佐藤委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 お答えいたします。教育委員会学務課のほうに確認をいたしまして——令和6年度の危険箇所数を確認いたしました。要望としましては44か所の要望箇所数がございまして、令和6年度中の対策箇所数が30か所、一部対策箇所が10か所、未実施箇所が4か所となっております。なお、44か所の中には、私ども道路建設課のほうで、数年にかけて実施しております事業も含まれており、未実施箇所の4か所につきましては、今年度、新規で防災安全交付金のほうを要望したり、あとは横断歩道の要望がございまして、横断歩道の新設につきましては警察のほうの所管になりますので、その部分についても学務課のほうから警察のほうに要望を上げているという状況となっております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 横断歩道がなかなか設置が難しいようで、取手警察署のほうも苦慮されているというのは、ちょっと確認はしているんですけども。積極的にここ教育委員会に残っていないようなんですけれども、後押しを——連携組みながら取り組んでいただきたいと思います、プログラムの一員としてということで。ここで伝えておきます。不用額が3,900万円と上がってるんですけども、ちょっとその内容を説明ください。

○佐藤委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 お答えいたします。不用額についてですが、通学路整備に要する経費で実施している事業につきましては、国の防災安全交付金を活用しておりまして、取手市の要望額と実際の内示額の差を不用額とさせていただいております。ちなみに令和6年度は、要望額に対しまして約7割の内示額となっておることから、約3割を不用額として上げさせていただきました。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 了解しました。もったいないなと思ったんですけど、流用もできないので、了解です。あえて、その他要望の達成状況って私はちょっと通告に載せてはいたんですけども、そうすると管理課であつたり、あとは学務課というところになるということは、ちょっとヒアリングで確認をしました。そういう意味では学校回ったり、いろいろ地域からも一番多いのが白線の塗装、そういった要望も多かったということで、ちょっとそこを伝えて、次の質疑に移ります。

桑原地区整備推進に要する経費についてなんですけれども、報告書の167から168ページにかけて、効果に対する評価とあります。何か行政の取組状況というか、そういった立場からの評価を示したのかなと私は理解したんですけども、結果的になかなか地域がまとまっていないという——地域というのか商業、その辺業者との関係だと思うんですけ

ども、改めて評価を伺います。

○佐藤委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 都市計画課、中野です。遠山委員の質疑にお答えいたします。市としての取組についてですが、これまで農林協議の事前調整をはじめとした関係機関協議の進捗や、地権者合意形成につきましても、概算減歩率を示した上で土地区画整理事業に対する理解・促進を図り、所在不明者を除く全員から事業後の将来土地利用の意向を表明していただくなど、本組合設立に向けた市の責務を果たしてきたものと考えております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろ担当課、大変だったろうなというのは本当に承知しています。それにとどめておきます。ただ、一財からは4億近くかけてるところでは、しっかりその辺は——できればいいかなんかというのはちょっと私も何とも言えませんが、あれは無駄だったなんてことにはならないような方向で頑張ってくれてると思うんですけど。ちょっとそれにとどめておきます。

○佐藤委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。いろいろな方々から、大変大きな期待を寄せている事業だというふうには認識しております。桑原地区の開発計画につきましては、新たな雇用の創出や消費の拡大、将来の本市の活力を創出する事業でございますので、地権者の皆様だけではなくて、市民の皆様からも多くの期待を寄せられているというもので認識しておりますので、今後も桑原開発は将来の取手市にとって非常に重要な事業であるという認識の下、早期事業化に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 議会のほうでもどんなふうな状況かということ、いろんな私、皆さんほかの議員も含めて取り上げていても……

〔前野議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) なかなかこれは組合施行なので何とも言えませんという、そういう報告だったんですね。だからそこら辺は、ちょっと今となって改めて、もう少し丁寧な報告も、休憩とってでも報告などはちょっとしていただければなと思ってます。

続いて、報告書173ページの上段にあります——その前に、172ページ、樋管の維持管理、小貝川樋管の管理委託手続の実態ということで、私も管理受託者の声を取り上げたりはしてるんですけども、今後の見通し含めて実態を説明願います。

○佐藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 排水対策課、飯塚です。ただいま遠山委員のほうからの御質疑にお答えさせていただきます。今、小貝川の樋管の委託の実態ということで、2か所——浜田の蒲沼排水樋管と神住の排水樋管、こちら国交省のほうから業務委託を受けておまして、さらに市と近隣住民の方と点検操作委託の契約を結んで、毎年毎年、契約を更改しているというような状況でございます。年齢も高齢化してきているという状況になっております。

以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 一定の改善策もあるということですね、飯塚課長のほうからも議会で——議場で答弁というか説明あったわけなんで、それが実現の方向へ、簡単にはできないと思うだけに、実際管理やってくれてる方は高齢になっているということで、本当に個人の方に頼んでるものなので、とにかく声は届けていっていただきたいというふうに思っています。

続いて、都市排水整備に要する経費のところ伺います。ここに双葉地区の改善というか、取組というのでは示されてはいないのは承知してるんですけども、双葉地区の内水防除対策としては、この事業が必須だろうと——必要だろうと思っていますので改めて伺うものです。まず、改善策として国へ要望を出すと言ってたんですが、その辺、また下水道整備状況踏まえて、双葉地区の改善に向けてどのように考え取り組むのか、取り組んできたのか伺います。

○佐藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えさせていただきます。双葉地区の内水防除対策としての改善ということでお答えさせていただきますが、排水対策課としまして、ポンプ施設の運転状況や異常遠隔操作において確認できる監視システム導入であったりとか、双葉地区内の排水構造物の勾配を確認するための測量作業、そして国土交通省と連携した排水ポンプ車の派遣の協議とか、さらには双葉地域内5か所に整備された浸水検知システムの情報を把握することで、管理課とも連携した体制を整えております。今後も建設部の部内各課や庁内全体もちろんのこと、関係機関とも連携を図りながら双葉地域の浸水被害を少しでも軽減できるような取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろ課題は本当にあると思って、分かっているんですけど……

〔前野議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○遠山委員 (続) しっかり大変な命、財産に関わる問題なので、積極的な取組を求めたいと思います。最後に、市営住宅管理に要する経費なんですけれども「住まいは人権」とあえて書かせていただいておりますけど、その観点から申請状況をまず伺います。件数とその対応を伺います。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。遠山委員の質疑に答弁いたします。市営住宅の入居相談については、令和7年度の状況で申し上げますけども、管理課の窓口や電話での入居相談を、9月10日現在で28件の相談がございました。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 28件あって、応えられているんですか。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。今年10月のほうに、駒場A・B住宅の入居募集を行います。A・B住宅ともに1戸ずつ、合計2戸募集を行います。取手のホームページや広報とりで9月15日に掲載いたしております。全ては対応できないということで、電話

○佐藤委員長 再開します。

それでは、発言取消しということになりますので、今井補佐のほうからのちほどその件お願いしたいと思います。

○今井管理課長補佐 分かりました。

○佐藤委員長 それでは、ちょっと委員長を交代させていただきます。

〔佐藤委員長から杉山副委員長に議事進行を交代〕

○杉山副委員長 委員長と交代しました杉山です。

それでは、質疑がある委員はおられますか。

佐藤委員長。

○佐藤委員 先ほど根岸委員から質疑があった公園維持管理に要する経費についての中身で、一、二点ほど確認させていただきたいと思います。

まず1つ目が、自治会管理の公園ということでの管理業務委託ということで、草刈り等を行われてると思うんですけれども、ここ数年、異常な暑さが——猛暑で、大変作業も、携わる方々が大変になってくると思うんですけれども、そういったところでの暑さ対策とか、そういったことで何かこう、水とみどりの課のほうでは、その方々に御指導とかそういったことはやっておられるのか、その点について、お尋ねしたいと思います。

○杉山副委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課の蛭原です。現場作業員への指導とか指示ということではよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○蛭原建設部次長 御質疑にお答えいたします。現場作業員へは、まず暑さ対策として十分な休憩をこまめにとるよう、また水分もこまめに補給するよう指示はしております。また、作業する際は1人で作業するのではなく、必ず目の届く範囲で、複数人で作業するように指示のほうはしているところです。以上です。

○杉山副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員 ありがとうございます。それと、やっぱり年々草の繁茂の量も変わってきていたり、また自治会の管理の場合は、1回とか2回とかじゃなくて、やはり地域の方々に納得いただけるまで刈ったりするので、その回数とかもあって単価の話も出てくるかと思うんですけれども、単価の変更依頼とか、また今、どこの公園もそうですけど——道路の草刈りもそうですが、草が出たその処分に対しては、処分場が地元から遠くなってるようなお話も聞くわけなんですけども、その辺に關しての単価の見直しとかそういったことは考えておられるのか、今後方向性としてお尋ねいたします。

○杉山副委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課の蛭原です。お答えいたします。近年、暑くなる時期も早まっております、さらに暑い期間も長くなっております。この影響によりまして、草が生える期間も長く、伸びも早くなっておりまして、年々状況は厳しくなっていると感じているところでございます。自治会様の委託につきましては3回以上ということで——回数に關しましては、それを超える回数やっただいてはいる自治体もございすけれど

も。今後、契約の金額とか仕様を見直してほしいという要望がありましたら協議のほうをさせていただきたいと思っております。また、草の処分に関しましては、処分量——草ですとか枝ですとか竹とかを細かく細分化しまして、入札により業者のほうは選定してる状況でございます。以上です。

○杉山副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員 ありがとうございます。今の自治会の公園管理の草の処分は市のほうで持ってくださっての処分だから、処分費用等はかかっていること自体の負担はないと思うんですけども、これは全部、道路管理も含めて、今そういった処分料も、入札で金額が決まっても、そこへ持ってだけの移送する分の費用とか運搬費もまた変化してるんだと思いますし、毎年毎年入札で仕事を取るにしても、その単価の変更等もあるのかなと思ったので、その辺のところを確認させていただきました。ありがとうございました。以上です。

○杉山副委員長 それでは、これで佐藤委員長と議事進行を交代いたします。

〔杉山副委員長から佐藤委員長に議事進行を交代〕

○佐藤委員長 杉山副委員長ありがとうございました。それでは代わりました。そのほかありませんか。

古谷委員。

○古谷委員 古谷です。今の公園維持管理に要する経費なんですけれども、去年あたりから特に猛暑というか酷暑というか、特に夏休みあたりはお子さんを遊ばせたいと思うんですけども、この公園の遊具に関して、酷暑の影響といいますか変形とか、それから破損とかというのは、どのように管理されてるのでしょうか。

○佐藤委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課の蛭原です。御質疑にお答えいたします。近年、猛暑ということで、遊具のほうも大分、遊ぶのが日中だと難しくなっている状況は把握しております。この猛暑によりまして、ブランコの座面が破損したとか遊具が破損したなんていう報告は今のところ受けておりませんが、市のホームページで、遊具で遊ぶ際は十分注意していただくよう、注意喚起を図っているところでございます。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございました。よろしく願いいたします。以上です。

○佐藤委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 なしと認めます。

これで、認定第1号のうち、土木費についての質疑を打ち切ります。ここで発言の取消しの件もありますので、13時まで休憩をさせていただきたいと思います。

【土木費ここまで校正済み】

午前 時 分休憩

午後 時 分開議

○佐藤委員長 再開します。

それでは、休憩中の協議内容を踏まえ、杉山副委員長から委員会としての総括質疑事項の確認のため発言願います。

杉山副委員長、お願いします。

○杉山委員 協議の結果、代表総括質疑、今回は5項目を取り上げます。

まず1項目め、商業支援事業と空き店舗活用ということで、創業支援策の効果検証と見直し。空き店舗活用の効果検証と見直し。商工会と宅建業協会とのさらなる連携ということでお聞きしていきます。

次に2項目め、地籍調査事業です。進捗率の高い近隣自治体の調査研究、進捗率を上げるための取組となります。

次に、項目3、部活動の地域移行です。保護者負担の軽減と指導者の確保ということでお聞きします。

項目4項目め、防犯ステーションの運営、現状の評価と今後の機能強化の方向性をお聞きします。

項目5項目め、コミュニティ・スクール、人員の拡大についてお聞きします。

以上、5項目を取り上げたいと思います。以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。ただいま、委員会としての総括質疑事項を発言いただきました。

委員の方から何かご意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 なしと認めます。これで委員会としての総括質疑事項確定のための委員間討議を打ち切ります。

ここで私から申し上げます。明日9月19日に総括質疑、委員間討議、討論、採決まで行った後、本日までの決算審査や、明日行われます総括質疑、さらにはこれまで行ってきた委員会での調査内容を踏まえ、令和8年度一般会計予算編成に向けて、委員会として市に対して提言すべき事項があるか委員間で討議をしてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。

そのほか、委員の方から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 大丈夫ですか。事務局さんのほうから——大丈夫ですか。何もございませんね。それでは、これで一般会計予算・決算審査特別委員会を散会します。

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長 _____

速報版・未校正